

セグロウリミバエによる農作物被害を防止するため、 本島外に出荷する際には移動検査が必要になります

【移動制限の内容】

- 令和7年4月14日からは、生産者の皆さまは、沖縄本島内で生産されたセグロウリミバエが寄生するおそれがある植物(移動制限の対象となる植物)を本島外に移動(出荷)する場合には、市町村への検査申請が必要となります。植物防疫官が実施する検査に合格したもののみ、本島外への移動(出荷)が可能となります。
- 植物防疫官の検査を受けていない移動制限植物であっても、本島内で消費することができます。
- 令和7年4月13日以前であっても、セグロウリミバエが寄生、寄生しているおそれがある植物は、本島外への移動(出荷)を制限をすることがあります。

移動制限の対象となる植物（移動制限植物）

【生果実】

（野菜）

うり科植物（ゴーヤー、カボチャ（ズッキーニを含む）、ヘチマ、スイカ、トウガン、キュウリ、メロン、モウイ、シロウリ、マクワウリ、ユウガオ、ハヤトウリ など）、いんげんまめ（サヤインゲン）、とうがらし、ピーマン（パプリカ含む）、トマト（ミニトマト含む） など

（注）オクラ、レタス、ナスは、移動制限植物ではありません。

（果樹）

パッションフルーツ、パパイア（野菜パパイア含む）、ぱらみつ、ばんじろう（グアバ）、ドラゴンフルーツ、ふともも、まれいふともも、すもも、なんようざくら、ノニ など

（注）マンゴウ、バナナ、パインアップルは、移動制限植物ではありません。

【花】

上記の野菜及び果樹



セグロウリミバエ成虫



加害されたヘチマ

お問い合わせ先

那覇植物防疫事務所	:	098-868-1679
沖縄県病害虫防除技術センター	:	098-886-3880
西原町役場産業観光課	:	098-945-4540